

公立大学法人沖縄県立看護大学理事長選考規程

制定日：令和6年7月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立看護大学理事長選考会議規程(沖看大規程第1-16号)第10条の規定により、公立大学法人沖縄県立看護大学の理事長(以下「理事長」という。)の候補者(以下「理事長候補者」という。)の選考並びに理事長の任期及び解任に関し、必要な事項を定める。

(選考基準)

第2条 理事長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、法人を適切かつ効率的に管理運営することができる能力及び大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考する。

(任期)

第3条 理事長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任される場合は、引き続き6年を超えて在任することはできない。

(選考の時期)

第4条 公立大学法人沖縄県立看護大学理事長選考会議(以下「選考会議」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合に、第2条に定める者のうちから理事長候補者の選考を行う。

- (1) 理事長の任期が満了するとき。
- (2) 理事長が辞任を申し出たとき。
- (3) 理事長が欠員となったとき。
- (4) 理事長が解任されたとき。

2 理事長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の日の3日前までに行い、同項第2号から第4号までに該当する場合は、速やかに行うものとする。

3 選考会議は、選考日程その他必要な事項を定め、公示しなければならない。

(選考対象者の推薦)

第5条 選考会議は、次に定めるところにより理事長候補者の選考の対象となる者(以下「選考対象者」という。)の推薦を受け付けるものとする。

- (1) 公立大学法人沖縄県立看護大学経営審議会及び沖縄県立看護大学教育研究審議会による各2人以内の推薦。
 - (2) 公立大学法人沖縄県立看護大学(以下「本学」という。)の常勤の職員で選考対象者推薦の有資格者(以下「有資格者」という。)10人以上の連署による推薦。
- 2 前項の推薦に当たっては、被推薦者の同意を得た上で推薦書及び履歴書を選考会議議長(以下「議長」という。)に提出するものとする。なお、前項第2号の推薦をする者は、複数の推薦をすることはできないものとする。
- 3 第1項第2号に規定する有資格者は、次に掲げる者とする。ただし、前条第3項に規定する公示日において、本学の職員となって6月末満の者は除く。
- (1) 本学の学長、教授、准教授、講師及び助教

(2) 教員以外の職員のうち、雇用期間の定めがなく、かつ主事相当職以上の職にある者(県からの派遣職員にあっては主任相当職以上の職にある者)
(選考方法)

第6条 選考会議は、第5条の規定により推薦された選考対象者に対し、選考対象者となることの意思を確認するとともに、選考会議が定める様式により所信の提出を求めるものとする。

2 選考会議は、書類の審査及び必要に応じ面接による審査を実施する。

(理事長候補者の選考)

第7条 選考会議は、選考対象者のうちから単記無記名の投票により理事長候補者を選考する。

2 前項に規定する投票の結果、有効投票の過半数を得た者がある場合は、その者を理事長候補者とし、有効投票の過半数を得た者がいない場合は、上位得票者から2人の者(ただし、末位に得票同数の者があるときは、その者まで含めた人数とする。)について、単記無記名の投票を行う。

3 前項に規定する投票の結果、有効投票の過半数を得た者がある場合は、その者を理事長候補者とする。

4 第2項に規定する投票の結果、有効投票の過半数を得た者がない場合においては、得票多数の者がある場合はその者を理事長候補者とし、得票同数の場合は議長の決するところによる。

(再選考)

第8条 理事長候補者が理事長就任の辞退を申し出たときは、選考会議は、この規程に基づき、改めて理事長候補者の選考を行う。

(理事長候補者の報告及び公表)

第9条 選考会議は、第7条の規定により理事長候補者を選考したときは、速やかにその旨を理事長又はその代理人に報告するとともに公表するものとする。

(解任の審議等)

第10条 選考会議は、理事長が地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第17条第2項及び第3項に該当するおそれがある場合には解任について審議を行うものとする。

2 選考会議は、前項の審議の結果、理事長を解任することが適当であると認めるときは、法第75条の規定に基づき、知事に対し解任を申し出るとともに、解任に関する審議の結果を理事長に通知するものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第11条 選考会議は、前条の審議にあたり、理事長に意見陳述の機会を与えなければならない。

(規程の解釈)

第12条 この規程の解釈について疑義があるときは、選考会議が決定する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、理事長の任期、選考及び解任手続きに関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

附 則

この規程は、令和6年7月22日から施行する。